告示

○総務省告示第二号

経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定により特定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年八月十六日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
経済産業大臣　世耕　弘成

1　廃止に係る特定認証業務の名称　ＮＴＴドコモ電子証明書サービス
2　廃止に係る特定認証業務を行う者の名称　ドコモ・システムズ株式会社
3　廃止に係る特定認証業務を行う者の住所　東京都港区赤坂二丁目４番５号
4　認定の年月日　平成20年９月３日
5　廃止しようとする年月日　平成28年８月31日

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年八月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日
五一〇五	二八、七、二六	西川　弥生

○政治資金適正化委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年八月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三三七八	古玉　晨二	二七、三、一六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第四百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百六十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社晃技開発	大阪府東大阪市池島町四丁目三番七号　とび

○法務省告示第四百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社晃技開発	大阪府東大阪市池島町四丁目三番七号　とび

○厚生労働省告示第三百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
後楽園健康保険組合	東京ドーム健康保険組合	平成二十八年十月一日

○厚生労働省告示第三百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
セイコー健康保険組合	主たる事務所	東京都港区虎ノ門二丁目八番十号	東京都中央区銀座一丁目二十番十四号	平成二十八年五月二十三日
民間放送健康保険組合	従たる事務所	福岡県福岡市中央区天神四丁目四番二十六号　天神第二ビル	福岡県福岡市中央区天神四丁目四番二十六号　ベストアメニティ天神ビル	平成二十八年六月一日
日本貨物検数健康保険組合	主たる事務所	東京都港区海岸三丁目二番三号	東京都中央区築地一丁目十番三号	平成二十八年六月二十五日
鷺宮健康保険組合	主たる事務所	東京都中野区若宮二丁目五十五番五号	東京都新宿区大久保三丁目八番二号　住友不動産新宿ガーデンタワー	平成二十八年六月二十七日
北陸情報産業健康保険組合	主たる事務所	石川県金沢市鞍月二丁目三番地	石川県金沢市鞍月五丁目百八十一番地	平成二十八年八月二十二日

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県赤磐市塩木字宮ノ奥三〇二の一、三〇二の二、三〇二の四、三〇二の五、字池尻三〇五、字志風呂口三〇六の一、三〇八、字志風呂三一一、三一二、字二田三一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町福岡字上代山三九九四の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市土佐山田町上穴内字上本村一〇四一の五、一〇六五の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため